

役員報酬規程

（目的）

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本ビルヂング経営センターの役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

（役員定義）

第 2 条 この規程に定める役員とは、理事及び監事をいう。

（役員報酬）

第 3 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

附 則

1 . この規程は、平成 1 5 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

1 . この規程は、平成 2 3 年 1 2 月 1 日から実施する。

以上